

秋田県地球温暖化対策推進条例に基づく「温室効果ガス排出抑制計画書」の提出状況について

秋田県地球温暖化対策推進条例（平成24年4月1日全面施行）第9条では、事業活動に伴い一定規模以上の温室効果ガスを排出する者（特定事業者）は、「温室効果ガス排出抑制計画書（以下「計画書」）」を作成し、県へ提出することを義務づけています。

この度、特定事業者等から提出された計画書の概要について、同条例第13条の規定に基づき公表します。

【温室効果ガスを一定規模以上排出する事業者（特定事業者）】

- ① 秋田県内に設置している全ての事業所（工場、店舗、営業所など）に係る前年度のエネルギー使用量の合計が、原油換算で年間1500kℓ以上の事業者（フランチャイズチェーンは、加盟している県内全事業所の合計）
- ② 秋田県内に登録している自動車の前年度末日の台数が、トラック（被けん引車除く。）とバスは200台以上、タクシーは350台以上の自動車運送事業者。

※ 特定事業者（上記①、②）に該当しない事業者（一般事業者）も、任意に計画書を提出することができます。

1 計画書の提出状況

- 特定事業者については、136事業者から計画書の提出があり、温室効果ガスの抑制に係る目標（基準年度比）は、全体で96.8%（削減率3.2%）となっています。
- また、計画書の提出義務のない一般事業者については、4事業者から計画書の提出がありました。

（1）特定事業者

区 分	事業者数	基準年度の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	目標年度の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	基準年度比(%)
原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ以上の事業者	132	3,384,712	3,274,810	96.8
自動車運送事業者	4	34,859	33,687	96.6
計	136	3,419,571	3,308,497	96.8

※1 基準年度とは、原則として提出年度の前年度（ただし前年度の排出量が著しく変動した場合等の特別な事情がある場合は前年度以外を基準年度することが可能）。

※2 目標年度とは、計画期間（提出年度を初年度に5カ年以内で各事業者が自ら設定）の最終年度。

(2) 一般事業者

区 分	事業者数	基準年度の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	目標年度の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	基準年度比 (%)
原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業者	3	4,094	3,867	94.5
自動車運送事業者	1	7,473	7,238	96.9
計	4	11,567	11,105	96.0

※ 基準年度及び目標年度については、「1 (1) 特定事業者」に同じ。

2 計画書における計画期間

- 特定事業者における計画期間は、5年間で85件と最も多く、続いて3年間の30件でした。

(1) 特定事業者

区分	計画期間	事業者数	基準年度の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	目標年度の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	基準年度比 (%)
原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業者	1年間	7	175,565	147,823	84.2
	2年間	8	210,672	209,273	99.3
	3年間	28	332,914	336,799	101.2
	4年間	6	663,431	655,787	98.8
	5年間	83	2,002,130	1,925,128	96.2
	小計	132	3,384,712	3,274,810	96.8
自動車運送事業者	3年間	2	15,969	15,607	97.7
	5年間	2	18,890	18,080	95.7
	小計	4	34,859	33,687	96.6
計		136	3,419,571	3,308,497	96.8

※ 基準年度及び目標年度については、「1 (1) 特定事業者」に同じ。

(2) 一般事業者

計画期間	事業者数	基準年度の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	目標年度の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	基準年度比 (%)
2年間	1	53	52	98.1
3年間	1	421	376	89.3
5年間	2	11,093	10,677	96.2
計	4	11,567	11,105	96.0

※ 基準年度及び目標年度については、「1 (1) 特定事業者」に同じ。

3 温室効果ガスの排出の抑制を図るために講じたこととした措置の内容

- 温室効果ガスの排出の抑制を図るために講じたこととした措置の内容で最も多かった取組は、「照明設備のLED等の高効率照明への変更」となっており、次いで「空気空調設備（冷暖房設備）の高効率設備への変更」、「空気調整設備（冷暖房設備）の運転管理の徹底」などとなっています。
- この他にも、エネルギー効率の高い機器等への更新、再生可能エネルギーの導入、定期点検の実施などの取組を実施する事業者がありました。

(1) 主な措置の内容

温室効果ガスの排出の抑制のための措置の内容	延べ件数
照明設備のLED等の高効率照明への変更	75
空気空調設備（冷暖房設備）の高効率設備への変更	34
空気調整設備（冷暖房設備）の運転管理の徹底	32
工場等における動力機器（ポンプ、ブロワー等）の交換等による改善	27
照明設備の間引き点灯などによる管理の徹底	21
受変電設備の交換等による改善	21

(2) (1) 以外で多かった措置の内容

<ul style="list-style-type: none">・工場等における加熱設備（工業炉等）の更新・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入・生産の効率化・ボイラー設備等の更新・蒸気配管の保温等の措置・蒸気配管などの定期点検等の実施・業務用機器の省エネ機器への更新	等
--	---